

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営の透明性、効率性の確保と監督機能を向上させることに努めております。

(1) 株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利の実質的な確保のため、法令に従い適切に対応するとともに、少数株主等にも十分に配慮し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を進めていきます。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報のみならず、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスなどの非財務情報についても、自主的に、明かな説明を行うべく、経営陣自らバランスの取れた、分かりやすく有用性が高い情報提供に取り組んでいきます。

(4) 取締役会等の責務

当社の取締役会は、業務執行者による職務執行をはじめとする経営全般に対する監督機能を担い、経営の公正性・透明性を確保するとともに、法令上取締役会が決定すべき事項とされている重要な業務執行の決定等を通じて、当社のために意思決定を行います。

取締役会は、経営理念を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行います。

当社は、内部統制システムやリスク管理体制を整備することで、経営陣によるリスクテイクを適切に支えます。

また、監査等委員会設置会社として、過半数を社外取締役で構成する監査等委員会が取締役の職務の執行を監査しています。

(5) 株主との対話

当社は、株主等との建設的な対話を重視し、様々な機会を通じて対話を持つように努めてまいります。

当社は、建設的な対話を通じて、当社経営方針にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声に耳を傾けることで、資本提供者等の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

1. 当社は、取引先との良好な取引関係の維持発展、安定的かつ継続的な金融取引関係の維持など政策的目的で、一部の株式を保有しております。

2. 当社は、政策保有株式に係る議決権行使について、発行会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に繋がるかどうかを総合的に判断することとしております。

【原則1-7. 関連当事者間取引】

当社と支配株主との取引については、少数株主の保護に関する指針に従い、上場企業としての独立性を確保し、一般取引と同様に、取引内容および条件等を公正かつ適切なものにするとしております。

また、当社と役員との取引についても、株主共同の利益を害することのないよう、一般取引と同様の対応を行うとしております。

これらの指針を実行するため取締役会において当該取引に関する決議を行うこととしております。

更に、利益相反を回避するための措置としては、独立役員の見解も踏まえ、当該取引が利益相反の懸念を有する取引であると判断した場合には、利害関係者を除いた取締役会決議を行うことで利益相反を回避することとしております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

(1) 経営理念、経営戦略・経営計画等

当社のホームページにおいて、経営理念および経営計画(中期経営計画)を掲載しておりますのでご参照ください。

<http://www.shinwart.co.jp/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 役員の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成され、各取締役の中期的な業績に連動して決定することとしており、代表取締役の作成した案について、独立社外取締役の参加する諮問会議がその適正性等について検討し、答申を行います。取締役会はその答申を得て、報酬を決定します。

(4) 当社の取締役候補者は、幅広い多様な人材の中から決定するものとします。本方針の下、代表取締役が提案する候補者案に対し、社外取締

役の参加する諮問会議がその適正性等について検討し、答申を行います。取締役会はその答申を得て、取締役候補者を決定します。
(5) 取締役の個別の指名理由については、「第70期定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類に記載の通りであります。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1-1】

当社は、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性及び性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることを取締役会規則で定めております。

また、取締役会において議論される経営戦略や経営計画策定等の方向性に基づき、個別の業務執行に関する決定を当社の経営陣に委任することで、意思決定の迅速化を図り、スピード経営を追求しております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社は監査等委員である取締役のうち2名を独立社外取締役として選任しております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性の判断基準及び資質】

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて独立社外取締役の候補者を選定しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11-1】

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内、監査等委員である取締役は4名以内としており、取締役会においてより実質的な議論を活発に行うために適切な人数であると考えております。取締役候補者については、社内外を問わず、人格、知見に優れた方を選定しており、特に社外取締役については、会社経営、法律、会計、マーケティング、経営戦略等各専門的分野の知見を有する方を選定し、様々な観点から当社の経営戦略の策定や業務執行の監督に参画いただくことで、当社の企業価値の向上に繋げていこうと考えております。

【補充原則4-11-2】

社外取締役を含む取締役の兼任状況については、当社有価証券報告書等において開示しております。なお現在の取締役に関する上場会社役員
の兼任状況は次の通りです。

河合健一(当社社外取締役) 協立電機株式会社社外取締役

【補充原則4-11-3】

当社取締役会は、毎年4月から6月にかけて、各取締役による取締役会の自己評価を実施いたします。また、社外取締役との間で、毎年1回取締役会の運営状況について意見交換を実施した上で、取締役会の更なる強化につなげるべく、取締役会運営の評価を行っております。2016年度、取締役会は13回開催され、様々な経営課題、業務執行について活発な議論が行われましたが、改めて各取締役がその実行性について評価を行いました。その結果は次の通りです。

(取締役の評価結果)

- ・これまで課題であった「審議事項の事前情報提供」については、事前の情報提示により監査等委員を含む取締役間での意見交換を徹底する等、情報提供の充実・経営の見える化に尽力し、取締役会での審議の充実を図ってきた。
- ・こうした取り組みにより、取締役会は全体として機能が強化されており、実効性があるものと評価する。

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

【補充原則4-14-2】

当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務遂行を支援してまいります。

当社の社外取締役は、その役割及び機能を果たすために、当社の経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員から説明を受け、十分な理解を形成します。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 株主との対話については、総務人事部が窓口となり、管理担当取締役(常務取締役)が株主との実際の面談・対話に対応することとしております。

(2) 株主との対話を補助する社内体制は、主に総務人事部と経理部が連携して、株主対応を補佐する体制にしております。

(3) 個別面談以外の株主との対話については、当社HPを活用した決算情報等の開示を行っております。投資家向け説明会も今後行う方針です。

(4) 株主との対話において把握された株主の意見は、その内容に応じて速やかに社長以下経営幹部に報告することになっております。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理については、対話に関わる役職員は、「内部情報管理および内部者取引規制に関する規則」の定めを遵守し、インサイダー情報の管理を徹底します。また、当社のHPでは、ディスクロージャーポリシーと決算情報に関して沈黙期間の設定している旨を開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
鈴与商事株式会社	1,716,000	11.44
鈴与興産株式会社	1,620,000	10.80
株式会社ENEOSウイング	1,320,000	8.80
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,000,000	6.66
三井住友信託銀行株式会社(常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	660,000	4.40
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	618,062	4.12
鈴与建設株式会社	523,000	3.48

株式会社清水銀行	500,000	3.33
株式会社静岡銀行(常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	500,000	3.33
株式会社電通国際情報サービス	500,000	3.33

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	鈴与株式会社 (非上場)

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、上場企業として一定の独立性を確保し、支配株主との取引等においても、一般取引と同様に、取引内容及び条件等を公正かつ適切なものとするにしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

<親会社(支配会社)との取引、親会社からの独立性確保について>

当社の親会社は鈴与株式会社であり、間接所有分を含め、当社の議決権の40.39%を所有しております。当社はグループにおいて、情報事業を担当する会社として、親会社およびグループ企業と良好な協力関係を維持しつつ、経営上の独立性を保ちながら事業を遂行しております。親会社等との取引については、事業上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格に基づき、適正取引を確保しております。また、グループ内取引に依存することなく、グループ外との取引拡大を積極的に推進しております。なお、事業再編成に伴う株式評価については、外部機関の評価を参考にしております。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
河合 健一	他の会社の出身者													
小川 安彦	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河合 健一	○	○	——	銀行を含む他社での経営者としての経験と、財務・会計に関する知見を経営に反映することで、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため。 <独立役員として指定した理由> 当社と特別な利害関係がなく独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれがない」という理念に適合することから独立役員に選定されております。

小川 安彦	○	○	—	銀行を含む他社での経営者としての経験と、財務・会計に関する知見を経営に反映することで、当社の監督機能がさらに強化できると判断したため。 <独立役員として指定した理由> 当社と特別な利害関係がなく独立役員に求められる「一般株主と利益相反が生じるおそれがない」という理念に適合することから独立役員に選定されております。
-------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

監査等委員会の職務の補助は、管理部門からスタッフを配置して行います。また、職務補助スタッフの独立性を考慮し、そのスタッフの人選、人事異動および人事考課については監査等委員会の意見を聴取して行います。なお、職務補助スタッフが監査等委員会の職務を遂行するにあたっては、専ら監査等委員会の指揮命令に従います。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部統制システムのモニタリングの一環として内部監査を実施する内部監査室に監査状況の報告を求める等、十分な連携を行います。また、会計監査人からは、報告会において監査状況の説明を受けるとともに情報交換会を行うなどの連携を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

実施していませんが、業績を反映し報酬額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書に取締役の年間報酬総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した報酬等の総額の範囲内で、取締役会の決議により決定することとしております。

なお、個別の報酬については、諮問会議(社外取締役および役付役員で構成)が、代表取締役の提示する案の適正性等について検討し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

1. 当社では、社外取締役からの求めに対しては総務人事部が窓口となり対応しています。
2. 毎月開催する取締役会の審議事項については、事前に説明会を行い、当日の議事の内容を把握していただいで取締役会に臨んでいただいております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査等委員会設置会社の形態を採用しており、経営の意思決定と業務執行を、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が監査・監督することで事業の健全性とリスク管理を担保しております。

経営管理機能を有する基本的な会議体は、取締役会(月1回開催)、経営会議(常勤取締役を中心とした取締役および監査等委員会の委員長である取締役で構成、随時開催)および監査等委員会(月1回開催)となっており、それぞれの機能を十分に活用して経営に当たっております。

また、役員の報酬および指名の決定に際しては、諮問会議(社外取締役および役付役員で構成)が、代表取締役の提示する案の適正性等について検討し、取締役会に対して答申を行うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より2日早く発送いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上にディスクロージャーポリシーを掲載しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、株主総会の招集通知などをホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、コンプライアンス規定、行動規範および行動基準を定めており、ステークホルダーの立場を尊重する旨を規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社ホームページ上に掲載しているディスクロージャーポリシーに、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制としての内部統制システムについて決議しておりますが、その概要は次のとおりであります。

当社は、内部統制システムが経営に与える効果を最大限に発揮させることが重要な課題であると認識しております。取締役および使用人がその役割を十分に認識し、それぞれの組織体を有効に機能させることにより、透明度が高く、あらゆるリスクを排除することにより、当社をとりまくステークホルダーに貢献できる企業でありたいと考えております。この考え方に基づき、以下のとおり、内部統制システムの基本方針を定めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) リスクマネジメント体制の推進

企業倫理および法令遵守意識をグループ会社全員に浸透させ、未然に違法行為を防止する仕組み、ならびにリスクマネジメントを適正、円滑かつ継続的に行う仕組みを構築し、リスクマネジメント体制を推進するため、社長を議長とする「リスクマネジメント会議」を設置しております。

会議メンバーは常勤取締役を中心とした取締役および監査等委員会の委員長である取締役であります。

また、同会議の附属機関として、「コンプライアンス委員会」を設置しており、内部通報制度の運用と合わせて、法令違反行為あるいは企業倫理上で問題のある行為の未然防止と早期把握・解決することのできる体制を構築しております。

リスクマネジメント会議およびコンプライアンス委員会のコンプライアンスに関する役割は、次のとおりであります。

- ・企業倫理および法令遵守の考え方を子会社を含む従業員全員に徹底させるとともに、コンプライアンス方針を策定する。
- ・日常の企業活動を行っていく上で、違法行為が起こりうる可能性を抽出し、問題を顕在化させる。
- ・内部通報者の秘密保持、不利益な扱いを禁止することを周知し、問題を早期に露見させる環境整備に努める。
- ・コンプライアンスに関連する問題が発生した際に対処に関する基本方針を策定する。

(2) 内部監査体制の充実

内部統制システムのモニタリングの一環として、内部統制システムの有効性および効率性の観点から点検および評価を行い、その結果に基づく助言や勧告を通じて内部統制システムの継続的な発展を図ることを目的として、内部監査を実施しております。なお、内部監査は、社長直属の内部監査室が実施しております。

(3) ITの活用と統制

プロジェクト収支管理システム、部門損益管理システムを稼働させるなど社内のIT化とその改善を推進しております。また、社内のIT全般統制を図るため、「社内情報システム管理規程」を制定し、管理組織、計画、開発、運用、緊急時対応および内部監査について定めております。

管理体制としては、社内で使用するハード、ソフト、インフラの新規導入および変更、対外ネットワーク接続等についての重要案件の審議およびITの全般統制に必要な基準等の制定・改廃を企画部が行っております。

(4) 情報セキュリティ基本方針の策定とISMSの認証取得

業務上取扱うお客さま等の情報資産および当社の情報資産を各種脅威から守るため、情報セキュリティポリシーとして情報セキュリティ基本方針および関連規程・規則を定め実施しております。

また、ISMS(ISO IEC27001:2013、JISQ27001:2014)IEC27001:2013、JISQ27001:2014)の認証を取得し、全社で情報セキュリティ管理の強化を図る体制を整えております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

法令および社内規程である文書管理規程に基づき、また、見直しを行い、文書や情報などの適切な保存、管理を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントを適正、円滑、継続的に運営していくためにJISQ2001(リスクマネジメントシステム構築の指針 現在、廃止されJISQ31000に吸収)を参考にしつつ、当社の事情に即したマネジメント体制を整備しております。

実際のリスクマネジメント体制では、リスクマネジメント会議が、コンプライアンス委員会、品質委員会およびその配下にある複数の委員会を附属機関として設置し、各委員会からのリスクに関する報告をもとに、全社のリスクマネジメントに関する承認と意思決定を行うものとし、その役割は次のとおりであります。

- ・各委員会および各部門、部署からのリスクマネジメント結果報告の承認を行う。
- ・社内に内在するリスクに対する評価の最終化を行う。
- ・全社およびグループで対応するリスクの対策を議論し策定する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役会、経営会議の開催

取締役の職務の執行を効率的かつ迅速に行うため、次の会議体を定期的で開催してその推進を図ります。

- ・取締役会：全取締役で構成し、経営の意思決定を合理的かつ迅速に行うことを目指し、経営の重要案件を審議・決定する。
- ・経営会議：常勤取締役を中心とした取締役および監査等委員会の委員長である取締役で構成し、業務執行上の重要事項について審議し、全社的な調整や対策のスムーズな実施に努めるとともに、子会社の業務遂行状況の確認も行う。なお、本会議は、リスクマネジメント会議と連動して開催している。

(2) 取締役、使用人の役割および権限

取締役、使用人の役割と権限については、業務分掌規程や職務権限規程等の社内規程を見直し、その実効を図っております。

(3) 年度事業計画の策定と遂行

中期的な事業展望に基づき、単年度の事業計画を策定し、これを遂行することにより、統一性のある効率的な事業運営を行っております。

また、子会社も当社に準じて事業計画を策定し、グループ間の整合性の確保と円滑な連携を図っております。

5. 会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) コンプライアンス・リスクマネジメントの統括

次の対応を行うことで、グループ会社のコンプライアンス・リスクマネジメントを統括しております。

- ・子会社内には、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。
- ・当社の経営会議では、コンプライアンス・リスク委員会の活動を含む子会社の業務遂行状況の報告を受ける。
- ・子会社も当社の内部通報制度の適用範囲とする。

(2) 子会社のガバナンス強化の体制

関係会社管理規程を制定し、子会社のガバナンス強化と管理徹底を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く)のうち1名は、子会社のガバナンスを担当する非業務執行取締役であり、同社の監査役も兼務することで、子会社のコンプライアンス・リスクマネジメントの

状況等を把握しております。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに当該取締役および使用人に対する監査等委員会の指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会の職務の補助は、管理部門からスタッフを配置して行います。
また、職務補助スタッフの独立性を考慮し、そのスタッフの人選、人事異動および人事考課については監査等委員会の意見を聴取して行います。
なお、職務補助スタッフが監査等委員会の職務を遂行するにあたっては、専ら監査等委員会の指揮命令に従います。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

(1) 重要事項の報告

取締役（監査等委員である取締役を除く）は、全社的に影響を及ぼす重要な事項について、遅滞なく監査等委員会に報告する。稟議書その他業務執行に関する重要な文書を監査等委員会に回覧するとともに、内部監査結果を監査等委員会に報告します。

また、子会社の監査役を兼務する取締役は、同社の監査状況について適宜監査等委員会に報告します。

なお、監査等委員会への報告は、通常は監査等委員会の委員長に行うが、定期的な代表取締役と監査等委員会との会合において、時宜、意見交換を行います。

(2) 監査等委員の重要な会議への出席

監査等委員は、重要な決定の過程、業務の遂行状況を把握するため、取締役会に加え経営会議などの重要会議に出席します。また、コンプライアンスおよびリスク対応への取組み状況を把握するため、リスクマネジメント会議に出席します。

(3) 子会社の取締役等からの報告

子会社の監査役を兼務する取締役が、子会社の取締役会ほか定期的な会合に出席し、子会社の取締役、他の監査役および使用人から報告を受けます。

(4) 不利益な取り扱いを受けないことを確保する体制

監査等委員会に報告したことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを、規程等において明確にしております。

8. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還等を請求したときは、速やかに当該請求に応じます。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との定期的な会合での意見交換や会計監査人との報告会において監査状況の説明を受けるとともに情報交換を行うなどの連携を図っております。

また、法務に関する事項については顧問弁護士の指導を受けるなど必要に応じて外部の専門家との連携を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

「鈴与シンワート株式会社行動規範」を行動指針の一つとして掲げると共に「反社会的勢力対応の基本方針」により、反社会的勢力および団体との絶縁を宣言している。

- ・平素より警察署、（公財）暴力団追放運動推進都民センター等の外部専門機関と連携し情報の収集を行っている。
- ・外部専門機関および弁護士等と連携を図りながら、所定の対応マニュアルに基づき組織的に対応している。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は鈴与グループの一員であり、当社の発行済株式総数の40.39%を鈴与グループ各企業が保有しており、安定株主としているため、現時点においては買収防衛に関する施策を講じてはおりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

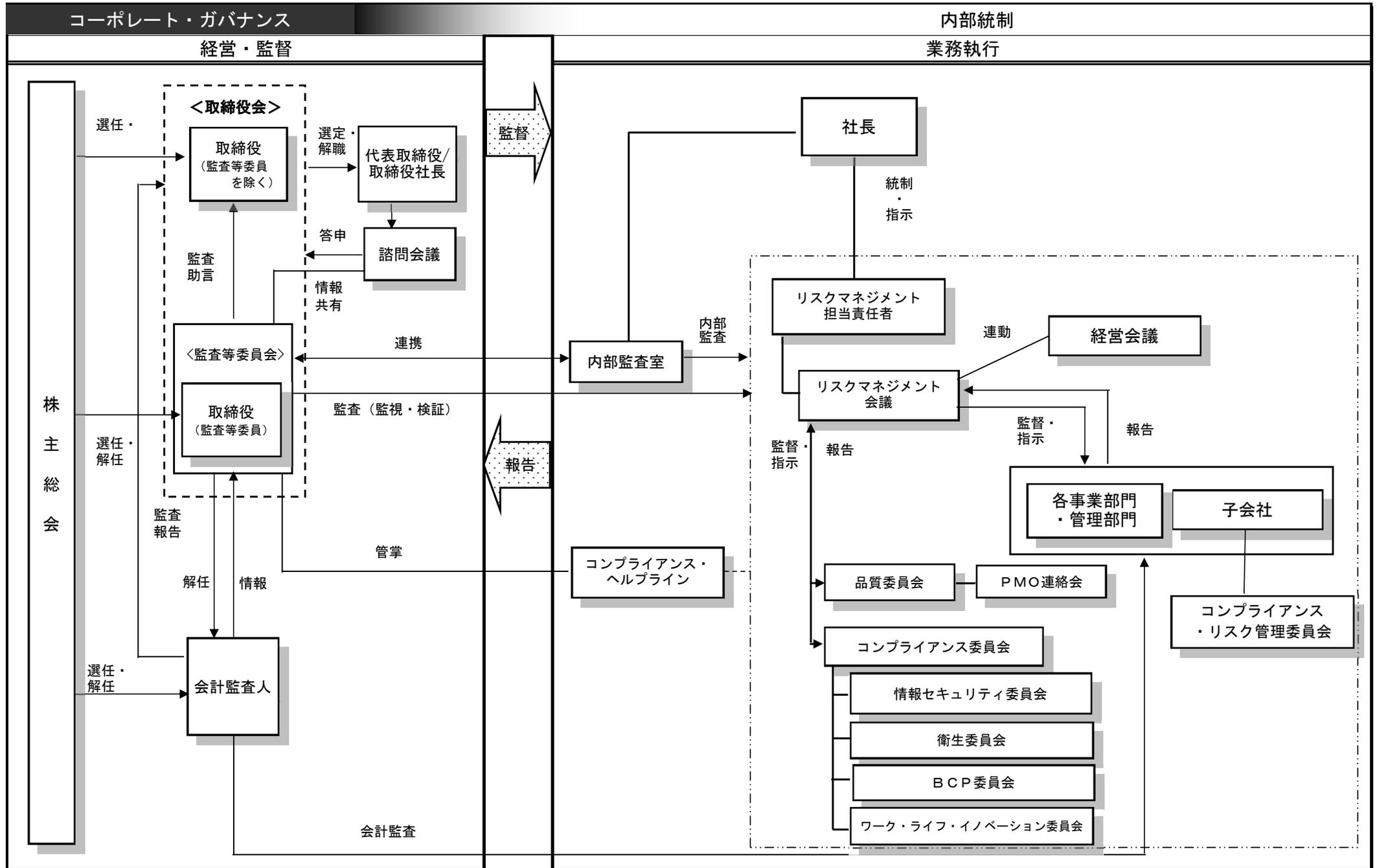
【適時開示体制の概要】

当社は、株主・投資家を始めとするあらゆるステークホルダーの皆様へ、当社に対する理解を適正に評価していただくために、当社に関する重要な情報を適時・適切に開示することを基本方針としています。

具体的には、金融商品取引法等の諸法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則等に従い、透明性、公平性、継続性を基本とした情報開示を行っております。また、適時開示規則等が定める重要事実に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様に有用であると判断されるものにつきましては、可能な範囲で積極的に開示してまいります。

このような基本方針に従い、管理部門を所管する常務取締役を情報取扱責任者とし、総務人事部および経理部が情報収集を行い、取締役の承認を経て、情報取扱責任者の指示で、総務人事部が開示を行っております。

コーポレート・ガバナンス、内部統制 体制図



適時開示 体制図

